

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年9月 11 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第 2400332 号

厚生局事案番号：関東信越（東京）（厚）第 2400063 号

第1 結論

請求者のA社（登記簿上は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成25年2月28日から同年3月1日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

平成25年2月28日から同年3月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年2月28日から同年3月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生 年 月 日：平成元年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：平成25年2月28日から同年3月1日まで

私は、請求期間においてA社に継続して勤務していた。しかしながら、請求期間が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっている。給与明細書を提出するので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与明細書及び元事業主の回答により、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間における厚生年金保険料を納付したかは不明と回答している。

一方、事業主は年金事務所に対して、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を誤って提出したことを認めている上、当該喪失届の訂正届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和6年7月3日受付）していることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知

を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第2400337号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第2400024号

第1 結論

平成10年4月から平成13年11月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和45年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年4月から平成13年11月まで

私は、請求期間が国民年金保険料の未納期間とされていることに納得できないとして納付記録の訂正を求めてきたが、国が管理する記録が正しいと判断され、不訂正とされてきた。

請求期間の国民年金保険料をきちんと納めていたことは間違いない、オンラインシステムの誤りを正したい。再度調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、これまでに請求期間の国民年金保険料を納付したとして、年金記録の訂正請求を20回行っているが、既に当該訂正請求に対して、年金記録の訂正是必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

今回、請求者は、今までの主張と同様に、請求期間の国民年金保険料を納付していたと主張して、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、今回、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。